制定 令和7年6月24日市長決裁

(趣旨)

第1条 本事業は、農業者の高齢化の進行や担い手不足が著しい「柑橘産地」において、就農希望者(以下「研修受講者」という。)を受け入れ、「温州みかん栽培」に係る技術指導等のトライアル研修を実施するにあたり、研修受講者が研修時に必要となる交通費及び宿泊費の支援、並びに研修受入農家等(以下「研修受入者」という。)へ研修に必要な諸費用の支援を行うとともに、研修受講者がトライアル研修を通じて生産現場を体験し、果樹経営の適性を自ら確認する機会を提供することにより、本市の柑橘産地における新規就農に繋げることを目的とする。また、本事業については、農業者、農業団体、行政等で構成する熊本市果樹産地推進協議会と連携して実施するものとする。

(事業実施)

第2条 本事業の実施については、予算の範囲内において、補助金の交付又は謝礼金を支出するものとし、 その交付については、この要綱に定めるもののほか、熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44 号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

(事業内容)

- 第3条 本事業による研修内容及び補助等については別表「事業一覧表」のとおりとする。
- 2 同一内容の事業について、国や県、市町村が助成する他の制度と補助対象経費が重複する場合は、本事 業補助金の交付を受けることができないものとする。

(研修の申込み・審査)

- 第4条 本事業に応募しようとする者は、市長が定める期日までに別に定める「熊本市柑橘産地担い手確保 支援事業募集要領」に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による応募があったときは、熊本市果樹産地推進協議会において書類及び面接により審査を 行い、本事業に応募した者に対し審査結果を通知するものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は「研修受講者」で、別表「事業一覧表」に掲げる要件をすべて満た す者とする。

(謝礼対象者)

第6条 謝礼金の支給の対象となる者は「研修受入者」で、別表の「事業一覧表」に掲げる要件をすべて満 たす者とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定による補助金等交付申請書(規則様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。
  - (1) 事業計画書(様式第1号)
  - (2) その他市長が必要と認める事項

(軽微な変更の範囲)

- 第8条 規則第7条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。
  - (1) 交付申請時のトライアル研修実施回数の50%を超える増減
  - (2) 事業費の20%を超える増額又は減額(ただし、補助金額の変更がない場合は、この限りでない。)

(実績報告)

- - 3) を作成し、事業実績報告書(様式第2号)及び熊本市柑橘産地担い手確保支援事業実績書(様式第3
  - 号) と合わせて市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、令和7年6月24日から施行する。
- この要綱は、令和10年3月31日をもって廃止する。

## 事業一覧表

研修 品目	研修 場所	研修内容	補助 対象者	補助内容	左の説明	補助要件	補助金額
温州	熊本市	次に掲げる(1)	研修受講者	研修受入者で1トラ	次に掲げる額を補助対象額	次に掲げる要件をすべて満たす者とする。	交通費
みかん	西区河	から(4)のトラ		イアルあたり5日以	とする。	(1)本市以外に住所を有すること。	①居住地から宿泊
	内町地	イアル研修につ		内(延べ最長20日	(1)本市までの交通費(県	(2)事業実施年度の4月1日時点で18歳以上であること。	地の往復
	内	いて、研修受入		間) の研修を受講す	外から公共交通機関の利用	(3)研修前までに傷害保険及び個人賠償保険に加入している	上限10,000
		者による温州み		る場合の交通費及び	に限る。ただし、実費相当	こと。	円/回、年間最大
		かん栽培の技術		宿泊費。	額を上限とする。)	(4)研修受講申込み後、熊本市果樹産地推進協議会において	4回分まで
		指導			(2)研修先まで移動するた	書類及び面接により審査を行い、研修受講することを認めら	②研修先までのレ
		(1)防除・マルチ			めに必要なレンタカー費用	れた者であること。	ンタカー費用
		設置・摘果・苗木			(実費相当額を上限とす	(5)研修受入者が農業法人の場合は、当法人から過去に給与	上限5,000円
		管理			る。)	の支払いを受けていないこと。また、研修受入者が個人の場	/日、年間最大2
		(2)収穫・苗木管			(3)研修期間中の宿泊費	合は、経営主が親族・姻族(3親等以内)でないこと。	0日分まで
		理			宿泊先は旅館業法(昭和2	(6)研修受講を認められた者は、補助金交付申請時にトライ	宿泊費
		(3) 堆肥散布・改			3年7月法律第138号)	アル研修実施に関する覚書(別添1-1)を提出するととも	上限5,000円
		植準備・作業道			の適用を受けた施設とす	に、研修初日に研修受入者と覚書を交わすこと。	/泊/人、年間1
		整備・苗木管理			る。ただし、終日実習を行わ	(7)研修終了後、研修日誌(別添1-2)及び研修レポート	人当たり最大20
		(4)改植・剪定・			ない日の宿泊費は助成対象	(別添1-3)を作成し、実績報告時に市長へ提出するこ	泊分まで
		肥料散布・苗木			外とする。	と。	
		管理				(8)トライアル研修終了後、就農に至った場合は、就農状況	
		※上記1トライ				等の調査に協力すること。	
		アルあたり5日				(9)熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2	
		間以内(延べ最				条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。	
		長20日間)。					

## 事業一覧表

研修 品目	研修 場所	研修内容	謝礼 対象者	謝礼内容	左の説明	支給要件	謝礼金額
温州	熊本市	次に掲げる(1)	研修受入者	研修受講者を受け入	次に掲げる内容に対する謝	次に掲げる要件をすべて満たす者とする。	謝礼金
みかん	西区河	から(4)のトラ		れ、1トライアルあ	礼とする。	(1)熊本市果樹産地推進協議会に位置付けられた研修受入	1日 (概ね8時間)
	内町地	イアル研修につ		たり5日以内(延べ	(1)研修受講者に対して温州	者であること。	単位として、定額
	内	いて、研修受入		最長20日間)の栽	みかん栽培に関する農業技	(2)研修受入者が農業法人の場合は役員、従業員又は個人	5,000円/日、
		者による温州み		培技術の指導を行う	術指導を行う。	の場合は経営主の親族・姻族(3親等以内)が研修受講	年間最大20日分
		かん栽培の技術		場合の謝礼。	(2)研修終了後においても、	者でないこと。	まで
		指導			研修受講者が農業に興味を	(3)研修受講者に対し、1トライアル(概ね8時間)あた	
		(1)防除・マルチ			持ち、就農に意欲があると認	り5日以内(最長20日間)の温州みかん栽培(①防	
		設置・摘果・苗木			める場合は継続して技術指	除・マルチ設置・摘果・苗木管理、②収穫・苗木管理、	
		管理			導等の支援に努める。	③堆肥散布・改植準備・作業道整備・苗木管理、④改	
		(2)収穫・苗木管				植・剪定・肥料散布・苗木管理) の技術指導を行うこ	
		理				と。	
		(3) 堆肥散布・改				(4)熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第	
		植準備・作業道				2条第1号から第3号までの規定に該当しない者である	
		整備・苗木管理				こと。	
		(4)改植・剪定・					
		肥料散布・苗木					
		管理					
		※上記1トライ					
		アルあたり5日					
		間以内(延べ最					
		長20日間)。					